

2026年（令和8年） 3月 1日

事業者各位

釧路市総務部契約管理課
工事設計指導主幹

「工事成果品としての工事完成提出書類」の電子納品化について

平素、釧路市の建設行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

建設業においては、労働基準法の改定により令和6年4月から罰則付時間外労働時間の総量規制が適用となり、働き方改革の推進が求められているなか、少子高齢化などにより建設工事従事者不足から担い手確保のため就労環境改善が必要となってきました。

このようななか、釧路市では、令和6年度より全工種を対象に週休2日工事を実施するなど、受注者の負担軽減に結び付く取り組みに努めてきたところです。

今回、当市では更なる取り組みといたしまして、これまで紙等での納品であった「工事成果品としての工事完成提出書類」の「電子納品」を新年度より取り組むこととしたことからご案内いたします。

記

1. 導入時期 : 令和8年3月発注の「ゼロ市債工事」から適用。
2. 対象工事 : 自課発注を除く全ての工事を対象とした「受注者希望型」とし、電子納品が困難な受注者のみ、従来の方法(紙等)での納品。
3. 費用計上 : 設計書へは電子成果品作成費と情報共有システム利用料が共通仮設費率に含まれるものとして計上。ただし官庁営繕工事の情報共有システム利用料のみ別途積上計上。電子納品をしない場合は、官庁営繕工事の情報共有システム利用料の別途積上計上分のみ減額設計変更。
4. システム利用:北海道市町村電子納品共同保管管理事業を展開する一般財団法人 北海道建設技術センターが管理する北海道市町村版情報共有システムの利用とする。
5. 利用料 : 受注者は、工事ごとに月6,000円(工期が6か月以上の場合は上限36,000円)の利用料を一般財団法人 北海道建設技術センターに支払うもの。
6. 電子納品をおこなう場合は、紙等での2重納品はおこなわない。

【 問い合わせ先
契約管理課 技術管理係
TEL 0154-31-4586 】